

【件名】中野区地域包括ケア総合アクションプランに係る総括について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

令和4年3月に作成した「中野区地域包括ケア総合アクションプラン（令和3年度～令和7年度）」（以下、「総合プラン」という。）を総括したので報告する。

1 総合プランの総括

総合プランに基づき、医療・介護・福祉・住まい・生活支援の連携強化を進めた結果、相談支援体制の充実や多機関協働の仕組みづくりが進み、地域ケア個別会議等を通じて、高齢者分野をはじめ、障害、子育て分野等を含めた分野横断的な連携の強化につながった。

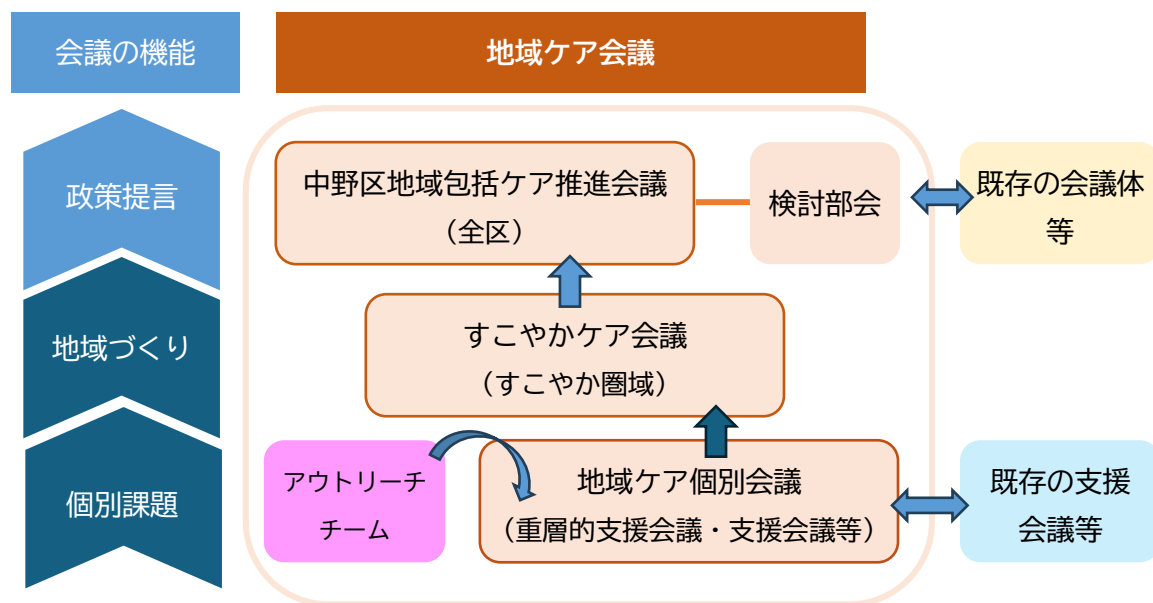
また、地域団体、関係機関、民間事業者、教育研究機関等との連携を推進し、「NIC+（ナカノ・インクルーシブ・ケア・パートナーシップ）協定」の創設や孤独・孤立対策プラットフォームの形成に向けた取組など、多様な主体が連携して地域課題に対応するための基盤整備を進めた。

さらに、ヤングケアラー支援やひきこもり支援に係る相談支援事業の開始、居住支援協議会及び在宅療養推進協議会の設置など、分野ごとの支援体制の充実を図るとともに、令和7年度にはコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、制度の狭間にある課題や複雑化・複合化した課題に対応するための体制整備を進めた。

（1）地域包括ケア推進会議

区、区民、関係機関・団体がつどい、顔の見える関係をつくるなかで連携し、地域の課題について話し合い、解決に向けた行動につなげていくための推進組織として、地域ケア会議を設けている。

地域ケア会議のイメージ図



中野区全域を対象とする地域包括ケア推進会議では、その時々地域課題に対応するため部会を設置し、政策形成や地域資源の開発について協議を重ねてきた。その成果は、関係機関との連携強化や計画策定、新たな支援事業・協議体の設置など、区の具体的な施策の推進につながっている。これまでの主な経過は下表のとおりである。

		部会	国・区の動き
平成 23 年度			・ 3 か所のすこやか福祉センター設置（すこやか福祉センター 4 か所体制に） ・ 地域センターから区民活動センターに転換
平成 27 年度	地域ケア会議の設置		・ 改正介護保険法施行（市町村における設置が「努力義務」として法律（介護保険法第 115 条の 48）に明記）
平成 29 年度	部会の設置	在宅医療介護連携部会、生活支援・介護予防・就労・健康づくり部会、認知症等対策部会、住まい・住まい方部会	・ 介護予防・日常生活支援総合事業の開始 ・ 中野区地域包括ケアシステム推進プランの策定 ・ 区民活動センターエリアごとにアウトリーチチーム配置
令和 2 年度	生活支援等部会の終了	在宅医療介護連携部会、認知症等対策部会、住まい・住まい方部会	・ 居住支援協議会の設置（都市基盤部）
令和 3 年度	・ 住まい・住まい方部会の終了 ・ ひきこもり支援部会の設置	在宅医療介護連携部会、認知症等対策部会、ひきこもり支援部会	
令和 4 年度		在宅医療介護連携部会、認知症等対策部会、ひきこもり支援部会	・ 中野区地域包括ケア総合アクションプランの策定 ・ 重層的支援体制整備事業の実施
令和 5 年度	・ ヤングケアラー支援部会の設置	在宅医療介護連携部会、ひきこもり支援部会、ヤングケアラー支援部会	・ 認知症部会を在宅医療介護連携部会へ統合
令和 6 ～ 7 年度	・ 在宅医療介護連携部会、ひきこもり支援部会、ヤングケアラー支援部会の終了 ・ CSW 部会、孤独・孤立対策部会の設置	CSW 部会、孤独・孤立対策部会	・ 在宅療養推進協議会の設置 ・ ヤングケアラー支援連絡会の設置 ・ ひきこもり支援事業委託の開始 ・ ヤングケアラー相談支援事業委託の開始
令和 8 年度	部会を設けず、地域包括ケア推進会議での検討内容をすこやか地域ケア会議と共有し検討	<テーマを設定して全体で検討>	・ CSW 事業の開始（令和 7 年度～鷺宮圏域、令和 8 年度～南部圏域） ・ 孤独・孤立対策プラットフォームの立ち上げ

2 今後の取組

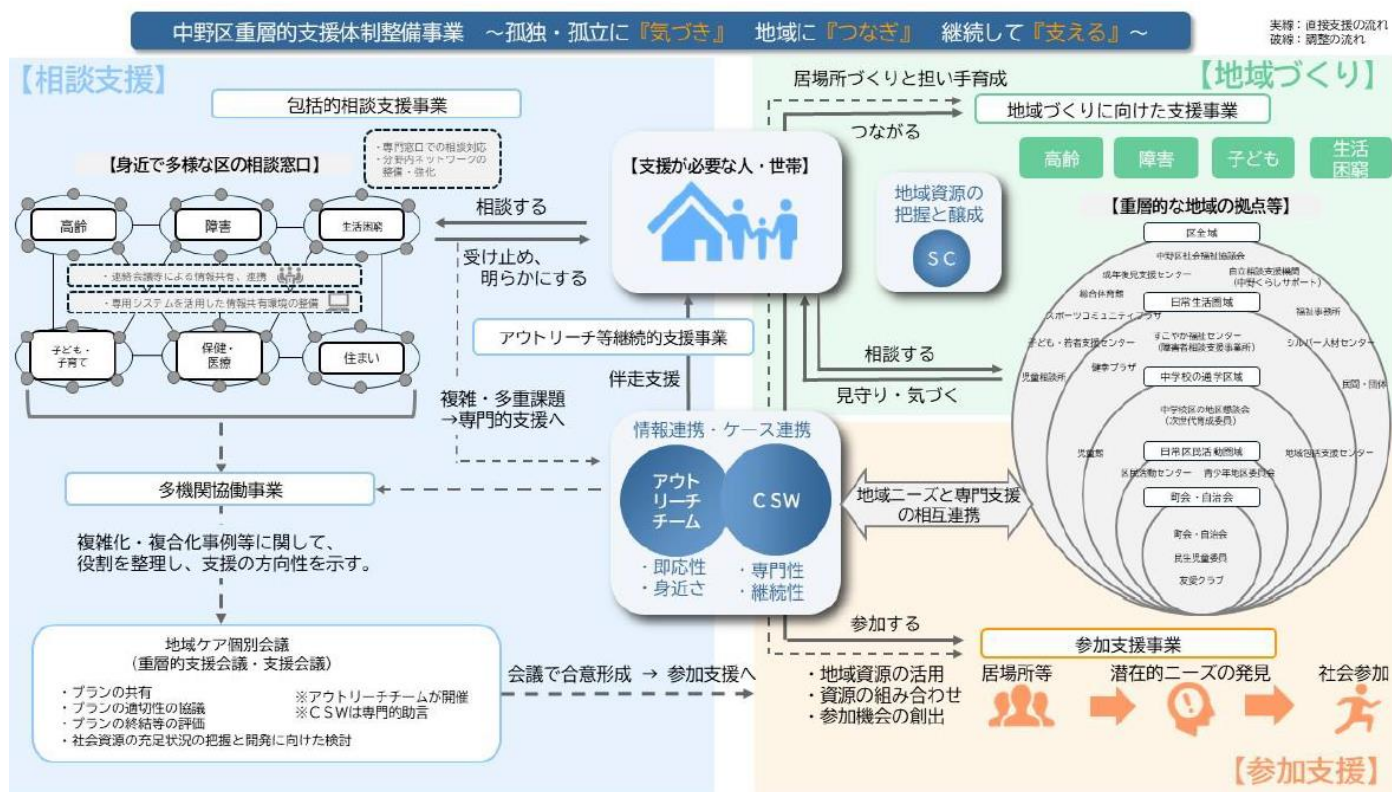
この間構築してきた相談支援体制や多機関協働のネットワーク、地域づくりの取組を基盤とし、今後は令和8年3月に策定した「中野区重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、包括的相談支援、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に推進し、属性や世代を問わない包括的な支援体制の充実を図っていく。

また、地域包括ケア推進会議については、地域包括ケア総合アクションプランにおいて培ってきた多機関協働のネットワークや地域課題の共有・検討機能を発展的に継承し、重層的支援体制整備事業を推進する上での重要な会議体として位置付ける。

あわせて、新たなすこやか福祉センターの開設も見据えながら、関係機関の連携を強化し、個別支援と地域支援を一体的に推進していく。

さらに、多様な主体の連携による居場所づくりを促進するとともに、持続可能な地域活動を支えるための人材確保・育成に取り組む。

こうした取組を着実に推進し、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実を図っていく。



出典：中野区重層的支援体制整備事業実施計画（令和8年3月策定）